

令和5年2月9日
沖縄県

沖縄県内国公立大学薬学部設置に関する基本方針について

本県には薬学部（科）を設置する大学はなく、人口10万人あたりの薬剤師数が全国最下位となっていることから、県内国公立大学に薬学部を設置することは、薬剤師不足を解消するための有効な方策の一つであると考えている。

また、薬学部の設置は、単に薬剤師不足の解消のみならず、地域医療の向上、地域活性化の推進、新たな産業の創出の可能性の拡大など、様々な効果をもたらすことが期待される。

そこで、県では、県内の慢性的な薬剤師不足の状況を踏まえつつ、将来の薬剤師需給や地域医療への影響も勘案し、別紙の「沖縄県内国公立大学薬学部設置に関する基本方針」を定め、関係機関との密接な連携の下、県内国公立大学への薬学部設置を早期に実現するため、取り組むこととする。

沖縄県内国公立大学薬学部設置に関する基本方針

1 目的

本県には薬学部（科）を設置する大学がなく、人口 10 万人あたりの薬剤師数は全国最下位の状況にあり、県内では慢性的な薬剤師不足の状況が続いている。将来の薬剤師需給の見通しも厳しい中で、このままでは、県内の地域医療にも大きな影響が出ることが懸念される。こうした状況を抜本的に改善することを狙いとして県内国公立大学への薬学部設置を早期に実現するための基本的な方針を示す。

2 沖縄県における薬学部設置の意義

入学定員の抑制等を含む薬学部の定員規模の適正化への対応が検討されるなど、全国では薬剤師の供給過剰が懸念されている。その一方で、薬剤師の地域偏在が大きな課題となっており、人口 10 万人あたりの薬剤師数が全国最下位の沖縄県は、薬剤師の地域偏在の解消が最も求められる地域となっている。

県内に薬学部のない沖縄県にとって、全国的な薬剤師の供給過剰への対応に伴い、県外の薬学部の定員規模の適正化が進められれば、県外の薬学部を卒業して沖縄県で働く薬剤師の供給数の抑制につながる可能性もある。

現状の慢性的で深刻な薬剤師不足を解消するためには、県内に薬学部を設置することによって、地域内で安定的に薬剤師を育成する環境を整えることが不可欠である。また、薬学部を設置する大学については、薬学部進学を望む県内の高校生等の経済的負担や近年設置された薬学部の状況等を踏まえ、県内の国公立大学であることが望ましい。

3 薬学部設置によって期待される効果

県内国公立大学への薬学部設置により、以下に示すような効果が期待されるが、こうした効果を現実のものとするため、県は県内の市町村、医療関連の各種団体、関連する研究機関や事業者と協力して、薬学部を設置する大学を支援する。

(1) 地域医療の向上

- ア 薬局・医療施設における慢性的な薬剤師不足の解消
- イ 地域包括ケアシステムの整備等に伴う地域医療の充実
- ウ 県内圏域間、薬局・医療施設間等における薬剤師の偏在の解消
- エ 地域医療を担う保健所、地方衛生研究所等の保健衛生行政機関の職員等の人材の安定的な供給
- オ 研修等の実施による地域医療体制の強化
- カ 保健・医療分野の研究力向上

(2) 地域活性化の推進

- ア 理系進学希望者の県外流出の抑制
- イ 県外からの入学者を含む卒業生の定着による若年人口の増加
- ウ 公開講座等の生涯学習機会の増加
- エ 新学部立地に伴う施設整備、学生・教職員の消費等による地域への経済波及効果

(3) 新たな産業の創出の可能性の拡大

- ア 沖縄の様々な天然資源を活用した創薬等産業の発展
- イ 大学等との連携による民間企業の研究開発力の向上

(4) 全国・世界への貢献

沖縄の地理的な優位性を活かしたグローバルな視野を持った人材の育成

4 薬学部設置にあたって想定する県の支援

県は「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき、県内国公立大学への薬学部設置に対し、支援を行う。

具体的には、薬学部の設置に必要な人的・技術的協力、国への要望、その他薬学部設置のために必要な支援を行う。

また、薬学部の設置に必要な施設整備にあたっては、大学は、既存の施設整備に係る補助金等の活用を検討することを前提とする。ただし、これにより難い合理的な理由がある場合、県は、必要に応じて国の交付金や補助制度の中から必要かつ最小限度の財政支援を行うことを検討する。

5 留意事項（必要な条件等）

- (1) 入学定員は、80名程度とすること。
- (2) 卒業生が本県に残り、慢性的な薬剤師不足の解消に寄与する方策を講じること。
(例：地域枠奨学金、入学試験地域枠、卒後研修を設定すること等)
- (3) 教員の確保に際し、過度の引き抜き等で地域医療に支障を来さないような方策を講じること。
(例：広く全国から公募を行うこと、既存の大学や医療機関、地方公共団体等との提携により計画的な人材確保を行うこと等)
- (4) 新しい薬学教育のモデル・コア・カリキュラム等に定める教育目標への到達に必要な教育環境を確保すること。
- (5) 沖縄県薬剤師会や地域の医療機関、薬局等と連携し、実習受入先の確保に取り組むこと。
- (6) 地域医療の担い手として活躍できる人材の育成に取り組むこと。
(例：在宅医療、チーム医療等に関する教育、高度医療薬学に関する教育等)

- (7) 県内研究機関との連携により、県内企業の研究開発力の向上を支援することなどを通じて、県内における新産業創出への貢献を目指すこと。
- (8) 沖縄の地理的な優位性を活かし、グローバルな視野を持った人材の育成に取り組むこと。
- (9) 地域住民を対象とした公開講座を実施するなど、地域、地元企業、大学生の交流拠点となる方策を講じること。

6 薬学部設置を支援する大学の選定

本県における新設の趣旨や留意点等の条件に適合した薬学部について県が選定を行うため、薬学部設置を希望する大学の設置主体から、基本方針を踏まえた薬学部新設構想を受け付ける。有識者会議での検討を踏まえ、基本方針で示した条件等に適合し、最も趣旨にかない、実現可能性のある構想を一つ採択する。採択された大学と県は薬学部設置に向けた協定を締結し、薬学部設置の早期実現に向けて、相互に連携し協力する。

7 目指すべき薬学部設置の時期と設置までのロードマップ

令和 10 年（2028 年）4 月までの開学を目指すこととする。

また、薬学部設置に向けて想定するロードマップは、以下のとおりである。

●薬学部設置に向けたロードマップ

※令和 10 年（2028 年）4 月開学のスケジュール

年度	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
基本方針の策定	基本 方針						
大学の選定		大学 選定	協定 締結	準備委員会設置			
基本構想と基本計画の策定		基本 構想	基本 計画	準備室設置			
薬学部設置に係る施設整備			基本設計・実施設計	文化財調査	建設工事	備品搬入	
文部科学省への設置認可等の手続き				申請	審議会 等	認可	
教員確保・学生募集開学			教員確保		学生 募集	開学	

8 その他

この基本方針は、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うこととする。